

大阪 880 万人訓練中止に係る判断基準・時期等について

1 判断基準

中止する場合

- ①訓練当日午前 7 時時点（訓練開始 3 時間前）で、府内の一部地域において、（特別）警報（大雨・洪水・高潮・波浪・暴風）が発表されている場合
- ②午前 7 時以降、訓練開始前後の時間帯に（特別）警報（大雨・洪水・高潮・波浪・暴風）の発表が見込まれる場合
- ③府内の一部地域において、訓練実施までに震度 4 以上の揺れを観測した場合又は大津波警報・津波警報若しくは津波注意報が発表された場合
- ④その他、台風の接近や、大規模事件・事故の発生、他府県において大きな災害が発生するなど、訓練を実施することができない又はふさわしくないと判断される場合

2 訓練実施・中止に係る意思決定

○上記「1 判断基準①」に該当した場合は、訓練を中止とする。

○上記「1 判断基準②」に該当した場合は、実行委員会事務局（大阪府・大阪市・堺市）において協議し、決定する。

○上記「1 判断基準③」について、

訓練当日午前 7 時以降に該当した場合は、訓練を中止とし、

訓練当日午前 7 時以前に該当した場合は、被害状況等の情報収集を行った上で、

訓練実行委員会事務局において協議し、決定する。

○上記「1 判断基準④」に該当した場合は、関係機関等への情報収集を行った上で、

訓練実行委員会事務局（大阪府・大阪市・堺市）において協議し、決定する。

訓練中止決定後、速やかに実行委員会事務局から各実行委員あて、訓練中止を連絡する。

3 周知方法

訓練を中止する場合は、速やかに「おおさか防災ネット」及び「大阪 880 万人訓練 HP」に掲載し、周知を行う。

その他、必要に応じて、報道機関・府内市町村等にもあわせて情報提供を行う。